

公開シンポジウム

「日本の美を伝える名園の手入れ」

基調講演「生きている庭園」

文化庁文化財部記念物課文化財調査官

平澤 毅

毎回、この総会にあたりましては、最近の動向なども含めて随時ご紹介をしてまいったわけでございますけれども、やはり話を聞くだけではどうかというところで、亀山会長からもご相談もございまして、一つは、この限られた年一回の総会場で皆様、なかなか積極的な意味で手を挙げてご発言いただく機会がないということで、こういうシンポジウムのかたちを取られたのかと思えますけれども、今回は、特に「生きている庭園」という言葉を、また皆様方それぞれ個別の庭園と一緒にお暮しになつていらっしゃる中で、あらためて考えていただければと考えまして、こういう演題にさせていただきました。

少し毛色の違う話を入れた方が活性化もするだろうと思ひまして、一九八二年に採択された「フィレンツェ歴史的庭園憲章」というものがございますけれども、その話を一つ。それから、あらためまして日本庭園の構成・内容がどういふものであるかということを確認

認する、その中で庭園が生きている、特に日本庭園が生きているということはどういうことなのか、ということについて少々お話ししたいと思います。(18頁下段・資料2)

それから、これは全体の文化財の保護という中で、どうかたちで将来に伝えるかというところで、修理と「手入れ」とか、それから私どもの方でご用意しているような枠組みもございまして、そういった話、そして、最後に、人々との関わりの中で庭園はあるわけでございますけれども、皆様、通常庭園をご紹介されるときに、庭園に人が写つていない写真をよくお使いになるかと思ひますけれども、恐らくそれでは皆さんお持ちのそれぞれの庭園の大事な部分が写つていないのでは、そういったことも含めてお話ししたいと思いますので、皆様のほうでも少し意識してお考えいただければと思ひます。

まず、「フィレンツェ歴史的庭園憲章」について、お話しいたします。これは、一九八二年にイコモス(ICOMOS)とIFLA(IFLA)とが国際的な観点から、歴史的庭園の特質とその保護に関する考え方を示したものです。ICOMOSというのは、最近、世界遺産の関係

でお耳にすることがあるかと思ひますけれども、「国際記念物遺跡会議」という組織で、遺

跡や建造物、その他の文化遺産とその保護に関わる専門家の国際的な集団になります。これは、いま、日本でも、国内委員会として四〇〇人ほど会員がおりまして、私もその一員でございます。それからIFLAというのは、「国際造園家連盟」という組織で、これは、いわゆる世界中に色んな庭園文化がございまして、庭園を始めとするランドスケープにかかわる専門家の集団ということになります。

この「フィレンツェ歴史的庭園憲章」は、世界各国にある「庭園」(Garden)とすることをどういふふうにかかるといふところがございますので、必ずしも日本庭園の特性のすべてを含んでいふものではないということをお前提としてお話ししますが、この中に歴史的庭園は、「建造物と植物から成る複合体で歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引く記念物」であり、「主として植物という消滅し、かつ再生可能なもの」という意味で生きた材料から成る建築的複合体」として「生きている記念物」とあるという認識が示されています。(19頁上段・資料3)

この中では、植物が育つて大きくなつたり枯れたりとかするところで、常に生物的作用によつて息づいていふと、そういう意味で「生

きている記念物」ということを言っています。

それは、世界各地に色んな庭園文化があるわけですけども、この憲章の中では、空間構成と地形、それから植生（植物）、それから、構造物及び装飾的な造作、流れている水や静かな水面を持つているということ、そういうことから主にできているということを行っています。また、「文明と天然との直接的な類縁を表すものであり、静かに物思いに耽ったり、休養したりするのに相応しい享楽の場所」であるとしています。「享楽の場所」というふう

ではないというように、この憲章でもそういう認識を示しているわけです。（20頁上段・資料5）

日本の庭園ですけども、あらためて御認識いただきたいと思うのですが、ヨーロッパに代表されるような海外の庭園の歴史は、例えばイタリアであれば、紀元前後の古代ローマの時代に造られた庭園がござえます。ところが、そこからローマ帝国が崩壊していくという過程の中で、いったん歴史の表舞台から庭園というものが消えます。ヨーロッパにおける中世の時代には、修道院の中にある広場みたいなものを庭園と言ってみたりしますが、それでも、イタリア庭園と言われているようなものは十七世紀以降に見られるもので、イタリアでは、古いものはローマ帝国時代のものがありますけれども、長い間、断絶しているわけです。

また、「觀賞し、散策するためのものとして造られて」おり、「その性質と目的からして、人々が触れ合うこと、静けさに接すること、そして自然を認識することに資する穏やかな場所」であるとも言っています。「生きて

ところが、日本の場合は、京都に日本庭園の文化が定着して、そこからまた、室町時代を中心にして全国へと広がっていくと、こういう

記念物」という最初の認識の中には、主には「植物」があるから全体として生きていますのだということでしたけれども、後段の方には、こうして必ず「人」が出てくるわけですね。

人が関わらない庭園というのは、もはや庭園

と続いていると、そういう、いわゆる庭園の「文化」が、これだけの長きに渡って継承され、また色々な展開を見せて、各地の風土の特質を取り入れて発展してきているものは、

恐らく日本にしかないということが言えます。

「庭園」といったときも、先ほどのフィレンツェ歴史的庭園憲章の中にあるような認識とは違う、「日本庭園」という文化があると思うのです。色々な場所に造られますし、色々な形態も持っています。時代によって、安定的に残されてきたのは寺院の庭園ですから、日本の文化財庭園であったり、歴史的庭園の研究であつたりと、そういう系譜は、だいた

い寺院の庭園を中心に語られますけれども、特に近代に至っては、色々なかたちで、「庭園」というのが造られていくということもござえます。そういう庭園が、文化財の保存とか修復とかというときに分けて言うことと、ござえますけれども、普通に皆さんが持たれている庭園、これを現存庭園と言っております。「手入れ」が継続してされていて、非常にいい状態のものですね。これを今回の演題でもあります「生きている庭園」と言うことができます。と思えます。（20頁下段・資料6）

一方、文化財保護の場面では、もはや庭園として機能していなくて地面の中に埋まっているものであるとか、放置されて遺跡化しているような庭園、そういうものも保護しているという流れがここ三十年ほど続いております。そして、それも「名勝」という枠組みで相当

進んでまいりました。発掘調査などで見つかる庭園跡というのは、ある時代から時の流れが止まったままの古い状態をよく保っているとも言えるわけです。代表的なものは、奈良時代の宮殿の庭園である奈良市の宮跡庭園とか平城宮跡の東院庭園でありますとか、これらは、八世紀後半のかたちを良く留めているというところで、学術的に極めて重要であるというところですよ。

それから、まったく埋まってしまっているものと、いま庭園として地上にあるものとの間にあるものが「遺跡庭園」と言えますけれども、これが人の関わりが薄くなっている庭園というふうに言うこともできると思います。「遺跡庭園」は人の関わりが薄くなっているという点で、庭園としての生命力が、いわば、仮死状態にあるということができると思いますが、私どもの方としては、この「発掘庭園」も「遺跡庭園」も時の流れをあらためて刻み直し、そして人が関わっていく、そうすることによって「生きている庭園」として、将来に伝えていこうということで、現在、そういうことも含めて名勝に指定されている庭園が二一九件あるというわけです。(21頁上段・資料7)

物質的な構成で言えば、日本庭園の一番重

要なのは「地割り」ということになります。作庭記などで冒頭に「石を立てるには大旨をこころうべし」ということがございますけれども、日本庭園の場合に、その地割りと石をどう扱うか、水をどう扱うか、そういうところが一番基礎になると思います。その上に裝飾としての植栽、植生があり、また構造物や建造物が全体として庭園の空間を成すということだと思えます。庭園は、一面、モノであるかのように思われますけれども、日本の庭園には借景という手法もございますし、借景とわざわざ言わなくても周囲の環境であったり、風景というものと融合が一つの特徴であります。また、庭園との関わりで議論が薄いとどこでございませうけれども、動物であったりとかそういうものも、庭園の重要なものであると思えます。それに加えて、人々の関わり、特に「手入れ」でありますとか、広く楽しむ意味での観賞とか園遊行為、人が関わっているということが、日本の庭園のとても重要な部分だと思えますので、冒頭申し上げましたところでもありますが、是非、庭園の魅力を伝えるにあたって、色々なかたちで、人々が関わっているような写真など、そういうものでご紹介いただければと思います。

(21頁下段・資料8)

そういったものの保護を、吉川需先生など、相当力を入れていた時代がございますけれども、庭園を名勝として保護していくのだというの、日本の文化財保護行政であるわけです。文化財保護法で指定されているものについて、例えば、保存修理については、補助事業が用意されておりますし、昨今庭園につきまして特にここ二十年ばかり段々定着してございますのが、「保存活用計画」という、その庭園をもっと仔細に理解しながら、どういようなかたちで将来に伝えていくのかということを検討する、そういった計画を作ろうということが進められております。調査についても、実は昨年度来、庭園の仔細な調査ですとか、県内だとか市内でありますとか、そういう包括的な庭園調査につきましても、補助事業を作りました。特に市町村や都道府県の教育委員会が事業主体となって調査をする、そういう枠組みも用意しました。(22頁上段・資料9)

このあと、吉村さんの方からお話がありま

すけれども、「選定保存技術」としての「文化財庭園保存技術」、そういうものについても、定常的な選定保存技術の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」、すなわち「庭技協」というふうに略称していただけますけれども、

そういう団体の活動も支援していくこととして  
います。歴史的庭園を保護していくという  
のは、当然、単にモノとして残っていくだけ  
というわけではないわけですから、やはり  
それが「生きている」状態というのは何なの  
か、そういうことを常々色々な場面で、ここ  
にご参加の皆様も含めて、色々な立場で考え  
て、意見の交換をしたり、一緒に活動したり  
と、そういうことが非常に重要だと思いま

す。  
現在、官報告示されている「名勝」が三九  
八件でございまして、この間指定の答申をい  
ただいた二件を含めて、いま、「名勝」が四〇  
〇件ということになりますけれども、この「名  
勝」という文化財の中でも「庭園」が半分に  
上を占めて、むしろ「名勝」という文化財の  
アイデンティティが「庭園」の扱いによって  
決まるということでも過言ではなからうかと思  
います。また、「登録記念物」という制度が十年  
ほど前にできまして、これは遺跡であります  
とか動物、植物などもあるのですが、特に「庭  
園」について登録を推奨しておりますので、  
こういった登録されている庭園も是非、今後、  
文化財指定庭園保護協議会、「文庭協」の方で  
も注目をしていただき、是非交流していただ  
きたいと思えます。(22頁下段・資料10)

これは、昨年もご覧頂いたスライドで、会

報の方にも載っております、けれども、『月刊  
文化財』で「庭園の保護」という特集を組ま  
せていただいているから、既に十年も経っていて、  
これは今日的にももう少し認識を深めていかな  
くてはいけない、というふうにも思いますの  
で、こういう議論を通じて、また新しく庭園  
の将来を考えるための特集なども考えていき  
たいと思えます。(23頁上段・資料11)

全国的な所在調査についても、文化庁の方  
で平成二十三年から二十五年ぐらいまで二つ  
の調査で実施しましたけれども、例えば、近  
代のものでも千件近いものがあるというふう  
に上がっていますし、近代以前のものでま  
た千件近くあるということが示されています。  
例えば、「建造物」は色々用途で必ず存在をす  
るわけですけれども、「庭園」という文化財は、  
普遍的な文化財類型に比べると限られている  
という状況からすると、この千件という数字  
は決して多くはありません。これが、知らない  
いううちにどんどん無くなって遺跡化し、仮死  
状態になっていき、場合によっては仮死状態  
のまま何かの開発の波によってそのまま本当  
に死んでしまうということが生じるわけです  
から、こういうふうに限られた庭園もまた生  
かして、どのようにして「生きている庭園」  
にしていくかということを考えていかなけれ

ばいけないと思うわけです。(23頁下段・資  
料12、24頁上段・資料13)

この春に答申いただきました中から、登録  
の事例を二つご紹介したいと思います。これ  
は岐阜県瑞浪市に所在します曾根氏庭園(磁  
叟庭園)です。製陶業者が自らの邸宅に造  
った庭園で、製陶業に非常に貢献したとい  
うことで、時の県知事から「磁叟」という号を  
当時もらって、そこから「磁叟庵」というふ  
うにおっしゃっています。ここは非常に瀟洒  
な庭園ですけれども、いまの所有者の奥さん  
が喫茶店のようなこともやって、一般の方に  
この庭園を是非見ていただきたいということ  
をやっております。(24頁下段・資料14)

もう一つは、沖縄県宮古島市に所在します  
旧仲宗根氏庭園で琉球の庭園でございますけ  
れども、宮古島の中にもほとんど唯一ある文化  
財庭園の遺構でありまして、近代の沖縄地方  
の事例としても意義深いものです。宮古島市  
の方で、仲宗根さんからお買いになって、こ  
れから登録を踏まえて整備をしてまいります  
けれども、こういう状態のものもまた新たに  
時を動かし、人が関わって将来に向かつて生  
きていくという事例で私たちもそういう取組  
を是非応援していきたいと思えます。

(25頁上段・資料15)

是非あらためて強調したいのですが、庭園は、人々との関わりの中で、庭園たりうると思うわけです。

先ほど冒頭から中盤にかけて写真の話をいたしました、人々が庭園に関わっているその姿こそが庭園の「息遣い」を示すというふうに思います。無人の庭園が庭園であるというふうなことではないと思うのです。そうしたことの代表的なことは、観賞したり、手入れたり、そうした人々の営みと庭園の一体性をどのように考えていくかということだと思います。

文化財保護法の規定の中でいう「記念物」の中にある「名勝」という中には、多分にその土地であるとか物であるとか、そういうところで捉えているところがありますので、先ほど亀山会長のお話にもございましたけれども、是非、そういう人々の営みということを、特に庭園において、単に維持管理というものではなくて、それは一体不可分のものである「手入れ」ということを何とか理論づけ、主張して、また皆様にもこういうことを考えていただいで、もつともつと深めていく必要があるのではないかと思います。

是非、所有者、管理者の皆さんにお願いしたいのは、日頃庭園にお持ちの慈しみの心を、

一緒に仕事をされている技術者でありますとか、来訪された方と分かち合うと、そういうことが「生きている庭園」の生きている目的ではないかと思えますので、そのところも、色々私どもにも教えていただければと思っております。(25頁下段・資料16)

ご静聴、ありがとうございました。

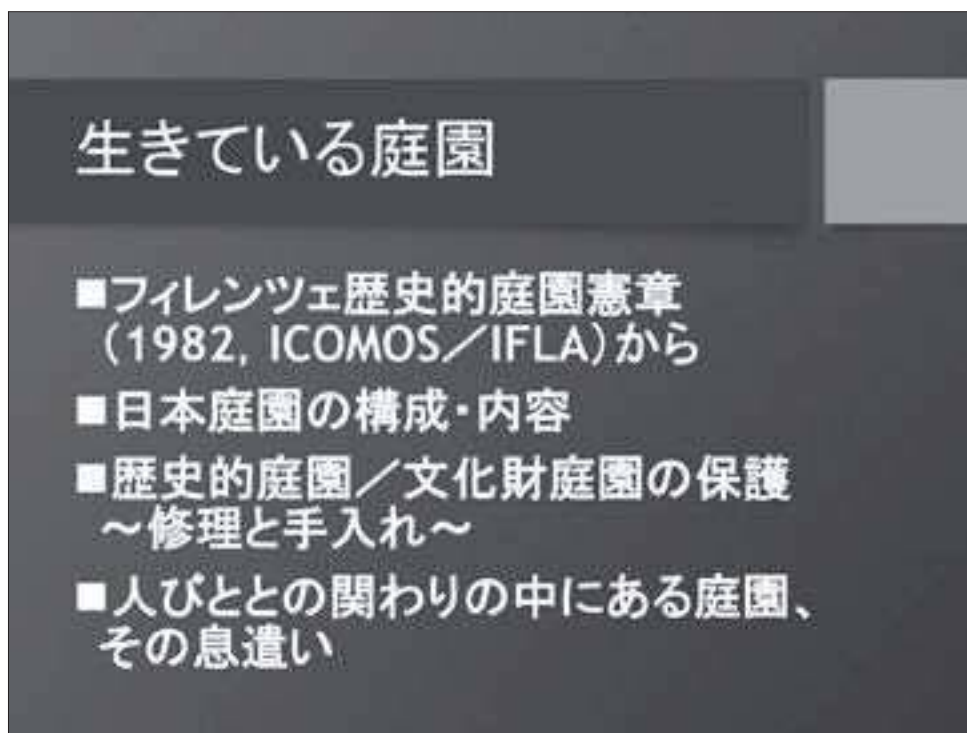


平澤調査官の講演

資料 1



資料 2



資料 3

フィレンツェ歴史的庭園憲章  
(1982. ICOMOS/IFLA)

- 歴史的庭園(Historic Gardens)は、「建造物と植物から成る複合体で歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引く記念物」(第1条)であり、「主として植物という消滅し、かつ再生可能なものという意味で生きた材料から成る建築的複合体」(第2条)として、「生きている記念物」(第3条)である。

資料 4

フィレンツェ歴史的庭園憲章  
(1982. ICOMOS/IFLA)

- それは、「空間構成と地形(plan and topography)、植生(vegetation)、構造物及び装飾的な造作(structural and decorative features)、流水及び静水(water, running and still)」(第4条)から成り、「文明と天然との直接的な類縁を表すものであり、静かに物思いに耽ったり、休養したりするのに相応しい享楽の場所」(第5条)である。

**フィレンツェ歴史的庭園憲章  
(1982. ICOMOS/IFLA)**

・また、「観賞し、散策するためのものとして造られて」(第18条)おり、「その性質と目的からして、人々が触れ合うこと、静けさに接すること、そして自然を認識することに資する穏やかな場所」(第19条)である。

**日本庭園の構成・内容**

**□日本庭園 ～1200年の伝統～**

- 形態上の分類  
池庭、平庭、枯山水、露地等
- 立地上の分類  
平地、山腹、海浜等 (借景・眺望、湧泉等)
- 空間構成上の分類  
宮殿・都城の庭園 【古代】  
寺院の庭園 【古代～】  
別荘・城館の庭園 【中世】  
城郭・大名屋敷・御所の庭園 【近世】  
富裕層の住宅・別荘の庭園 【近世・近代】



【遺存状況等からみた庭園の分類】

- 現存庭園 → 生きている庭園  
手入れが継続して行われており、芸術上・観賞上・学術上の価値がよく保持されている庭園。
- 発掘庭園 → 時の流れが止まった庭園  
過去に存在した庭園のうち、その遺構が地下に埋没し、全体又は一部の形態及びその存在自体について、発掘調査等によって初めて明らかとなる庭園。
- 遺跡庭園 → 人の関わりが薄くなっている庭園  
ある時期から庭園としての手入れが十分されなくなったため、観賞上の価値が潜在化している庭園。現存庭園と発掘庭園を両極とする中間形態をすべて含む。

日本庭園の主な構成要素

- ① 地割及び造成地形
- ② 石組・景石・敷石・敷砂利・敷砂
- ③ 水に関連した施設（園池、滝、流れ、遣水等）
- ④ 植栽・植生（木本類・草本類・地衣類、整形木・刈込生垣、園内の自然林・二次林等）
- ⑤ 構造物（石造物、園路、橋、石垣等）
- ⑥ 建造物（建造物と一体となっている渡廊下、塀等も含む。）
- ⑦ その他  
周辺景観・動物等の庭園の景物として取り込まれているもの、水源・日照等に関連する周辺地の環境、有形・無形の人びとの関わり（手入れ、観賞・宴遊行為等）、など

### 歴史的庭園／文化財庭園の保護

- 文化財保護法
  - 「記念物」のうちの「名勝地」
    - 名勝／登録記念物（名勝地）
- 保存修理
- 保存活用計画（保存管理計画）
- 調査 個別調査、所在調査
- 選定保存技術「文化財庭園保存技術」
- ◆ 歴史的庭園を生きたものとして、すなわち、  
生きている庭園を将来に継承していくこと。

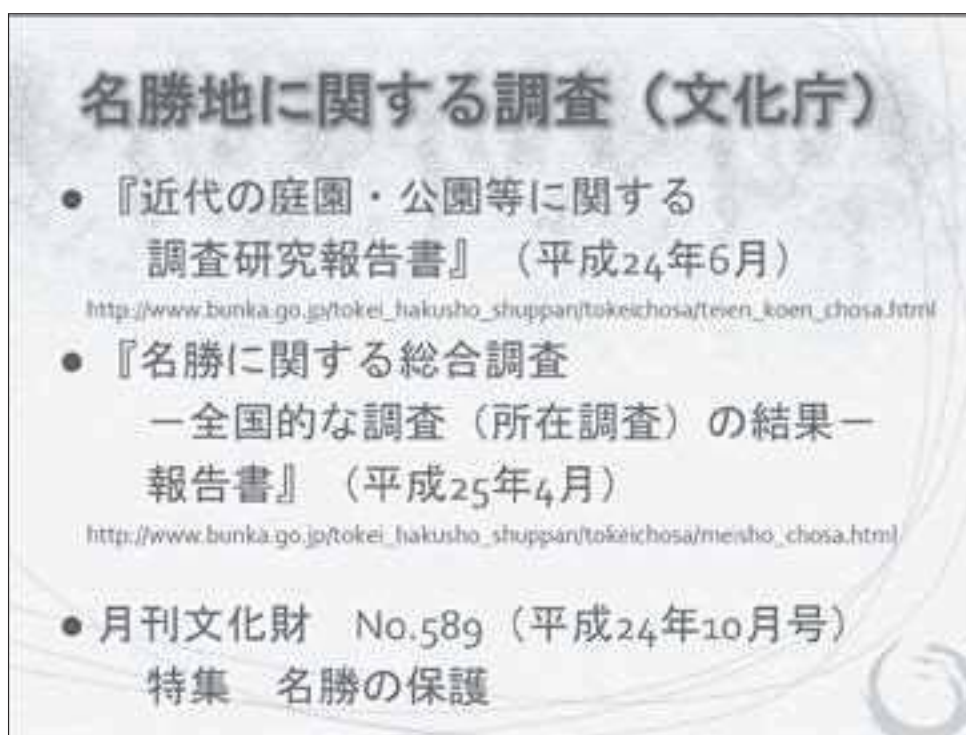
### 文化財保護法による指定・登録

- ①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、  
④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群
- 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）  
→庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地  
ア）史跡、名勝、天然記念物への指定
  - 名勝 398件
  - 人文的名勝：229件（公園：8件、庭園：219件、橋梁：2件）
  - 自然的名勝：169件
- イ）登録記念物への登録
  - 名勝地 82件（庭園：58件、公園：14件、景勝地：10件）

資料11



資料12



資料13

● 近代の庭園・公園等に関する調査研究（平成21～23年度）

	一次選定事例	重要事例
(a) 庭園	927	102
(b) 公園	428	60
(c) 植物園	34	5
(d) 墓園	31	4
(e) 並木道	83	5
(f) 施設内の園地	14	1
(g) その他	28	2
合計	1,545	179

● 名勝に関する総合調査（平成23～24年度）

※近代の庭園・公園等を除く

(a) 既指定・既登録の事例 1. 147事例（都道府県330、市区町村87）

(b) 未指定・未登録の事例 2. 389事例

※この中でも近世以前の庭園等について見直し件が挙げられた。

資料14



平成28年春踏問・答申【登録記念物の新登録（名勝地関係）】  
 きゅうなか そね してい えん  
**旧仲宗根氏庭園** 【沖縄県宮古島市】



園池



登録範囲

しばしば「宮古島の頭職を務めた忠導氏仲宗根家の邸宅に造られた池泉庭園。昭和4年に首里の庭師が作庭した。入り組んだ汀線を持つ園池には5つの岩島が浮かび、護岸や滝石組には琉球石灰岩がふんだんに使われている。沖縄県における造園文化の発展を示す意義深い事例である。



園池の岩島



滝石組

人びととの関わりの中にある庭園、  
 その息遣いを分かち合うこと

- 庭園において、人びとの関わりは、その無形的特質として不可欠。
- 観賞する（見て楽しむ、賞翫すること、手入れすることなど、そうしたことが庭園の一部。
- 所有者・管理者の庭園への慈しみを技術者、来訪者と分かち合うこと。